

**改正**

平成17年9月28日条例第22号

平成26年3月24日条例第1号

平成28年3月24日条例第18号

平成31年3月25日条例第1号

令和元年9月20日条例第20号

小矢部市商業インキュベータ条例

(設置)

**第1条** 商業、サービス業その他の商店街のにぎわいづくりに適した業種において、新たに事業を営もうとする者（以下「創業者」という。）を支援し、及び創業者を育成することにより、地域経済の発展に寄与することを目的として、小矢部市商業インキュベータ（以下「インキュベータ」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** インキュベータの位置は、小矢部市清水369番地1とする。

(事業)

**第3条** インキュベータは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の供用に関すること。
- (2) 創業者の交流の場の提供に関すること。
- (3) 創業者の事業活動の支援に関すること。

(施設)

**第4条** インキュベータに次に掲げる施設を置く。

- (1) インキュベータ・ルーム（以下「ルーム」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な施設  
(ルームの使用対象者)

**第5条** ルームを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する創業者であつて、市内に住所を有する者又は市内の商業振興に寄与できると市長が認めるものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人で新たに事業を営もうとするもの
- (2) 事業を営んでいない個人で法人を設立して新たに事業を営もうとするもの

(3) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。）

で現に営んでいる事業の全部又は一部を継続して行いつつ、新たに事業を営もうとするもの

2 ルームを使用することができる者の業種は、商業、サービス業その他の商店街のにぎわいづくりに適した業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種を除く。）で、市長が適当と認めるものとする。

（使用の承認）

**第6条** ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、小矢部市商業インキュベータ使用資格審査委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

3 第1項の承認には、インキュベータの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ルームの使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、インキュベータの管理上特に支障があるとき。

（使用の承認の取消し等）

**第8条** 市長は、第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。

(1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 第6条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(5) 使用料を2月以上滞納したとき。

(6) 正当な理由によらないで、1月以上ルームを使用しないとき。

(7) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。

（使用の承認期間）

**第9条** ルームの使用を承認する期間は、1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この

期間を延長することができる。

(使用料)

**第10条** 使用者は、次の表に定める額（使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額）を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

種別	金額
ルーム1	月額 15,730円
ルーム2	月額 13,970円
ルーム3	月額 15,730円

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第11条** 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第12条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

**第13条** 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) ルームの電気料
- (2) ルームの水道使用料及び下水道使用料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定した費用

(使用権の譲渡等の禁止)

**第14条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

**第15条** 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

**第16条** 使用者は、使用を終了したとき（第8条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第17条** 使用者は、故意又は過失により施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(小矢部市商業インキュベータ使用資格審査委員会)

**第18条** 市長の諮問に応じ、インキュベータの使用資格を審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小矢部市商業インキュベータ使用資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第18条の2** 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び商工業者を代表する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

**第18条の3** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第18条の4** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第18条の5** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

(委任)

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月21日から施行する。ただし、第5条から第12条まで、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は、同月1日から施行する。

**附 則**（平成17年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小矢部市商業インキュベータ条例（以下「改正後条例」という。）の施行の際現に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、改正後条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月24日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月25日条例第1号）

**改正**

令和元年9月20日条例第20号

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年4月1日からこの条例の施行の日前までの間に使用の承認を受けた者の当該承認に係る同年10月分以後の使用料の額については、この条例による改正後の第10条第1項の規定及び前項の規定にかかわらず、次の表に定める額（使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額）とする。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

種別	金額
ルーム1	月額 13,200円
ルーム2	月額 11,000円

ルーム3	月額 13,200円
------	------------

附 則（令和元年9月20日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条及び第25条から第27条までの規定は、公布の日から施行する。